

ケベック州政府によるマスク着用に関する発表（7月13日）

ルゴ-首相ほかケベック州における屋内公共施設内でのマスク着用の義務化について発表を行ったところ、要旨以下のとおり。

●7月18日から12歳以上を対象に、店内・レストラン、商業施設や劇場を含め、閉鎖されたすべての公共施設におけるマスク着用を義務化。

（※ 医療上の理由でマスクを着用できない場合は除外。）

●施設の経営者が、店内やレストラン等における当該規制の適用について責任を負う。8月1日から違反者に400加ドル～6000加ドルの罰金が科される。

（※ 初犯の場合警告が発せられ、再犯者には罰金が重くなる。）

●但し、レストランや劇場等施設内で着席し、2メートルの対人距離が保てる場合はマスクを外すことができる。

（※ トイレ等に向かう場合はマスクを再度着用。）

●大学やセジェップの構内においても当該規制は適用される。講義・授業の合間にもマスクを着用。他方、講義・授業中はマスクを外すことが可能。

（※ 初等・中等教育施設においては各校で対応を決定。）

●顧客に対しマスク着用を要請しても顧客に頑なに拒否される場合には、施設関係者は警察を呼ぶこと。

（了）